

令和 3 年 6 月 15 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03506

研究課題名（和文）地域資源の創出と利活用における知的財産法の役割についての基礎的考察

研究課題名（英文）Basic Research on the Role of Intellectual Property Law in Origination and Exploitation of Regional Resources

研究代表者

小島 立（KOJIMA, Ryu）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：00323626

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：地域経済の活性化を実現するため、「地域資源」の創出と利活用への期待が従来以上に高まっている。これまで、地域資源の創出や利活用に、知的財産法は一定の役割を果たしてきた。しかし、近時の「まちづくり」や「地域再生」の議論では、地域内での内需拡大と資本の循環が重要であると説かれている。このような状況を受け、本研究では、地域資源の創出と利活用における知的財産法の役割について明らかにすることを目指した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

いわゆる「地方創生」を達成するためには、各地域の「稼ぐ力」を引き出すことが求められており、「地域資源」の創出と利活用に寄せられる期待が従来以上に高まっている。「地域資源」には「人が作り出したもの」である「知的成果物」が含まれるため、知的成果物が生み出され（以下、「創出」という）、世の中に送り出され（以下、「媒介」という）、そして享受される過程における法規制を担う知的財産法が地域資源にどのように関わるのかということについて検討することには現代的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：To achieve the revitalization of regional economy, an expectation on origination and exploitation of “regional resources” has become greater than before. Intellectual property law has played certain roles in this regard. In recent debates on “community renovation” or “regional revitalization”, however, it has been pointed out that an expansion of internal demand and circulation of capitals within the community is important. Taking all these situations into considerations, this research tried to clarify the role of intellectual property law in in origination and exploitation of regional resources.

研究分野：知的財産法、文化政策

キーワード：知的財産法 地域資源 地域循環型経済

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

いわゆる「地方創生」の柱の一つとして、人口減少と地域経済の縮小を克服するため、経済の好循環を地方において実現することが喫緊の課題に位置づけられている(まち・ひと・しごと創生本部『まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)』(2015年))。その目標を達成するためには、各地域の「稼ぐ力」を引き出すことが求められており、「地域資源の価値を高める地域ブランディングの確立」(前掲『まち・ひと・しごと創生総合戦略』)に代表されるように、いわゆる「地域資源」の創出と利活用に寄せられる期待が従来以上に高まっている。

「地域資源」には「人が作り出したもの」(以下、「知的成果物」という)が含まれるため、知的成果物が生み出され(以下、「創出」という)、世の中に送り出され(以下、「媒介」という)そして享受される過程における法規制を担う知的財産法が関係する。

知的財産法は、地域資源の価値を高めるべく、地域団体商標(2006年導入)「酒類の地理的表示に関する表示基準」(2005年導入)農林水産物や食品についての地理的表示(2015年導入)などの法整備を行ってきた。商標法等で保護される、いわゆる「ゆるキャラ」も「地域おこし」の手段として多用されている。また、各都道府県を代表する高付加価値の米や果物などについては、各都道府県の農業試験場で新品種の開発が行われ、各都道府県の農業協同組合などを通じてその普及が行われてきたが(三井寿一=末信真二「イチゴ『あまおう』の開発・普及と知的財産の保護」特技懇256号(2010年)49頁)そこでも知的財産権が利用されるなど、知的財産法は地域資源の創出や利活用に一定の役割を果たしてきた。

もっとも、近時の地域資源の創出や利活用をめぐる議論においては、従来用いられてきた手法の限界を乗り越えようとする動きが見られる。

そこで説かれることは、「まちづくり」や「地域再生」のためには、当該地域内での内需拡大と資本の循環が必要である、という点である(木下斉『地方創生大全』(東洋経済新報社、2016年)196頁以下)。例えば、「ゆるキャラ」に頼る「まちづくり」は、広告代理店等が介在することによって、どれもが「似たようなもの」になるとともに、そこで投じられた補助金なども広告代理店等が所在する大都市に戻ってしまう。つまり、現代社会で地域資源の創出や利活用を行なう際には、「その土地にしかないもの」を生み出すとともに、それに関する「ヒト・モノ・カネ」人的ネットワークといった様々な資源を地域内で循環させる仕組みを構築することが急務である。ここでは、いかにして地域が大量生産・大量消費の「マスプロダクション」や、それを支える「マスメディア」に依存する構造から脱却できるかが問われている。

そこで、このような近時の議論状況を踏まえ、地域資源と知的財産法の関わりについての再検討が求められているのではないかというのが本研究の出発点であった。

知的財産権は、特許法における「業として」の実施(特許法68条)や、著作権法における「公に対する」情報の伝達(著作権法21~28条、及び30条)に見られるように、公衆への知的成果物の伝達と、そのための知的成果物の創出行為に効力が及ぶ。知的財産権は、複数または多数の知的成果物を生み出す者と関係を持ち、かつ、知的成果物の拡散に際して大規模な社会的ネットワークを有する媒介者(メディア)を支援することを予定している。つまり、知的財産法は、平準化された品質の商品を社会に大規模に拡散させる「マスプロダクション」や「マスメディア」の構造に対して親和的であり、そのような営みに従事する関係者を支援することに適した法制度である。

しかし、地域資源の創出や利活用に関する近時の議論では、上述したとおり、大規模な資本の導入や、平準化された商品の販売ではなく、「その土地にしかないもの」を作り出し、それを必ずしも大規模な媒介者(メディア)を介在させるのではなく、地域経済の中で循環させることが重要であると説かれている。このような社会や市場のあり方は、知的財産法が典型的に想定してきた「マスプロダクション」や「マスメディア」の構造とは異なる。このような地域資源をめぐる近時の状況において知的財産法がいかなる役割を果たすべきなのか、あるいは、知的財産権の「過剰」な行使によって、かえって地域資源の創出や利活用が阻害されることはないのか、といった問題についての検討が求められる。そこで、本研究では、現実の社会や市場構造を踏まえた地域資源の創出や利活用に貢献できる知的財産法のあり方について基礎的な考察を行なうことを目指す。

2. 研究の目的

地域資源の創出と利活用を地域主導で行おうとする場合には、当該資源を生み出して「商品化」し、市場に提供するプロセスの過程で、地域に関わる多様な「ものの考え方」をする人たちの協働が必要となる。地域資源の創出と利活用が成功するためには、地域社会における「多様性のマネジメント」がなされなければならないから、本研究では、そこで果たすべき知的財産法の役割とは何かということを明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、「まちづくり」や「地域再生」に関する近時の議論で、地域内での内需拡大と資本の循環の重要性が説かれていることを踏まえ、「地域内循環型経済」の理論モデルを精緻化するとともに、それと知的財産法の接合のあり方を探求する。地域に即した地域資源の創出と利活用について検討するため、主に、農業、工芸・デザイン、建築・ランドスケープの領域を取り上げて考察を進めた。

4. 研究成果

以下では、主要な研究成果である小島立「地域団体商標制度が果たすべき機能に関する一考察

いわゆる『博多織事件』の検討を通じて、『Law and Technology 別冊 知的財産紛争の最前線 No.6』(2020年)51-60頁、および、小島立「地域資源の創出と活用における知的財産法の役割についての基礎的考察」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦』(弘文堂、2020年)21-38頁をもとに研究成果を記述したい。

従来の典型的な地域活性化の手法の一つは、いわゆる「企業城下町」の形成であった。しかし、地域が当該企業に頼り切りになると、いわゆる「モノカルチャー経済」に近い状況となるため、「企業城下町」は当該企業の業績悪化によって生じる悪影響を負担せざるを得ない。近時の日本の「ものづくり」産業の苦境と、各地での工場閉鎖などに伴う地域経済の悪化には、「企業城下町」の問題が凝縮される形で示されていると言っても過言ではない。

そのような状況の中で、近時の地域活性化においては、「ゆるキャラ」や「B級グルメ」などによる「まちおこし」を見かけることも珍しくないが、それらの取り組みに対しても問題点が指摘されている。その問題点とは、「ゆるキャラ」や「B級グルメ」などを活用したイベントが一過性のお祭りに終わってしまっていないかということ、これらの取り組みが、いわば「金太郎飴」とでも呼ぶべき「既視感(デジャブ)」を有しているのではないか(そして、そうであるならば、その「既視感」が何によってもたらされているのか)ということ、そして、これらの取り組みが真の意味での「経済効果」を地域にもたらしているのかが疑わしいこと、などの形でまとめられるだろう。

「ゆるキャラ」や「B級グルメ」に寄せられる最大の批判は、これらキャラクターの作成、イベントの運営、広告宣伝などに広告代理店等が介在することによって、どれもが「似たようなもの」になるとともに、そこで投じられた地域住民の税金や補助金(税金や補助金には、中央政府のものとは地方政府のもの両者が含まれているだろう)までもが、広告代理店等が所在する「都市部」に結果的に戻ってしまうのではないかと、ということである。

類似の指摘は、地域を舞台に展開されている「芸術祭」などの「アートプロジェクト」などに対してもなされている(貞包英之「アートと地方の危険な関係」『アートフェス』はいつまで続くのか? 『地域おこし』に潜む政治力学」現代ビジネス(2016年9月24日))。筆者が現代アートについて検討した際に「アートプロジェクト」に見出した意義は、現代アートの有する「サイトスペシフィック」な性格に起因していた。すなわち、現代アートが「プロセス」や「経時的な要素」を重視する性格を有しているからこそ、地域において展開される「アートプロジェクト」は、作品の創作に従事するアーティストが地域住民とコミュニケーションを行い、それらの活動によって地域固有の歴史や文化が再認識され、それを地域住民が遺産として活用することによって地域活性化が促される起爆剤となることが期待されていた(小島立「現代アートと法 知的財産法及び文化政策の観点から」知的財産法政策学研究会 36号(2011年)1-56頁)。

しかし、「アートプロジェクト」の取り組みの中に、「金太郎飴」のような「既視感」をもたらす均質化されたものが一定数存在しているのであれば、それらが地域活性化にどこまで貢献しているのか疑わしいという評価につながることは避けられないであろう。

地域資源の創出や活用を行なう際には、「その土地にしかないもの」を生み出すとともに、地域資源に関する「ヒト」・「モノ」・「カネ」・「情報」・「人的ネットワーク」といった様々な「リソース(資源)」を、地域内で循環させ、蓄積させる仕組みを構築することが急務だということである。

このような取り組みは、いかにして、地域が、大量生産・大量消費の「マスプロダクション」や「マスマーケット」、そして、その構造を支える中央集権的な「マスメディア」に依存する構造から脱却できるか、ということでもある。

ここでは、いわば「地域内循環型経済」とでも呼ぶべき構造を、地域においてどのように構築するのかということが問われている。そのためのあり得る一つの方策としては、「サプライチェーンを長く持つ」ことが考えられる。例えば、ある農産品の生産者が、生産した農産品を販売する(小売業者等に販売することを含む)のではなく、当該農産品を加工して販売する、あるいは、当該農産品を加工して飲食業を営む、といったことがその方向性として考えられる。農産品を生産して直ちに販売することは「一次産業」であるが、当該農産品を加工して販売すればそれは「二次産業」となり、当該農産品を活用して飲食業を営むことは「三次産業」に属することになる。このように、「サプライチェーンを長く持つ」とは、農産品に関わるアクターが「一次産業」から「二次産業」、さらには「三次産業」に進出していくことを意味しており、こうすることによって、利益率に大きな違いが生じると指摘されている。

その点では、前述したいわゆる「六次産業化」は、地域が目指すべき方向性として間違っていないだろう。しかし、「サプライチェーンを長く持つ」際には、地域が、いかにして、様々な「資源(リソース)」を自ら投入することができるのか、そして、地域の「内部」で増殖したリソースを「外部」に持っていかれないようにするか、という視点が問われるべきであろう。

もちろん、地域活性化のために「地域内循環型経済」が重要であるからといって、例えば、地域が都市部に対して「外貨」を獲得するために「行商」を行うことを否定するものではない。しかし、地域が都市部と関係を構築する際には、地域が都市部に「絡め取られる」ことがないようにするためにはどうすべきか、という戦略的な視点が地域に求められることは言を俟たない。

それと同様に、地域資源を見つけ出し、育てていく際の「マーケティング」を行う場合にも、「専門集団」に絡め取られないような「戦略」と「胆力」が求められる。さもなければ、多くの

自治体が「ゆるキャラ」や「B級グルメ」で経験したことと同じ轍を踏むことになるのではないかとと思われるからである。

そして、地域資源の創出と利活用を地域主導で行おうとする場合には、当該資源を生み出して「商品化」し、市場に提供するプロセスの過程で、地域に関わる多様な「ものの考え方」をする人たちの協働が必要となる。つまり、地域資源の創出と利活用が成功するためには、地域社会における「多様性のマネジメント」がなされなければならない。そうであれば、地域資源の創出と利活用を行うためには、「多様性のマネジメント」ができる「ファシリテーター」が存在することが不可欠なのではないかと思われる。

本研究では、検討の素材として、地域団体商標に関する問題を取り上げた。1つ目は、いわゆる博多織に関する事件であり、2つ目は大川家具に関して筆者が行った巡検から得られた知見である。

第1に博多織についてである。博多織は、国の「伝統的工芸品」に指定されている絹織物であり、その起源は13世紀中頃(1241年)に遡るとも言われる。「博多織」は、2006年(平成18年)に、博多織工業組合を商標権者として、地域団体商標に登録された。

いわゆる「博多織事件」は、以下のような経緯で紛争が顕在化した。博多織工業組合の組合員であった株式会社匠工芸は博多織の帯の製造販売を行っていたが、経営が悪化して2009年1月に精算した。同年2月に、和服の仲介販売等を行う日本和装ホールディングスが、株式会社匠工芸の設備や従業員等を引き継ぐ形で、同社の100パーセント子会社である「日本和装ホールセラーズ株式会社」を設立して博多織の製造販売を始めた(2012年3月に、同社は「株式会社はかた匠工芸」と社名変更している)。

日本和装ホールセラーズ株式会社は博多織工業組合への加入を求めたが認められず、自らが製造した帯を「博多帯」という名称で販売し始めた。それに対して、博多織工業組合が、日本和装ホールディングスおよび日本和装ホールセラーズ株式会社を被告として、被告らの製造販売する帯に付された「博多帯」が、地域団体商標である「博多織」に類似しているとして、商標権侵害訴訟を提起したのが本件である。

本件の法的な争点は商標権侵害の成否という形で顕在化しているものの、実質的な争点は、日本和装ホールセラーズの博多織工業組合への加入申請に対する同組合の拒否が競争制限的なものであったか否か、ということであろう。つまり、本件の実質的な問題は競争法に関係するものであったにもかかわらず、それが商標権侵害の衣をかぶって表面化したと言える。

本件では、原告の主張する商標権侵害は認められなかった。また、本件訴訟の終結後の2014年3月に、株式会社はかた匠工芸の博多織工業組合への加入が認められている。

本件に関連し、地域団体商標についての制度設計の観点からは、博多織工業組合のような「任意加入団体」に地域団体商標のコントロール権限を認めることの是非についても検討されるべきではないかと思われる。筆者がこのような問題意識を有するに至った背景には、近時、博多織や博多人形などの伝統工芸について、若手の作家を中心に、「産地」の組合に加入しない職人が増えているという指摘がなされているためである。このような産地の現状に鑑みると、現在の地域団体商標制度が持続可能性を有するのだろうか、という懸念が生じる。

第2に大川家具についてである。筆者は、福岡県大川市において「大川家具」に関する巡検を行った。福岡県大川市は、九州第一の長さを誇る河川である筑後川の河口近くに位置しており、筑後川上流の木材産地であった日田(大分県日田市)から運ばれてくる材木の集積地として栄え、それが家具産地としてのルーツを形成したと言われている。

筆者が大川家具について巡検を行った際には、「大川家具」は地域団体商標として登録されていなかった。筆者が、比較的高品質の家具の製造販売を行なっている工房の関係者に「大川家具」の地域団体商標登録の必要性について尋ねたところ、否定的な回答が返ってきたことは大きな驚きであった。その関係者の問題意識は、「大川家具」の地域団体商標がなされれば、より低品質の商品を製造販売している業者が、自分たちが製造販売しているような、より高品質な商品にフリーライドすることになるのではないかと、ということであった。

確かに、高品質の商品の生産者や販売者から見れば、当該特産品が地域団体商標として登録されると、同じ地域で活動する低品質の商品の生産者やその販売者が、高品質の商品の生産者や販売者の名声や評判にフリーライドすることになり、結果的に高品質の商品価値が低下する(希釈化する)ことを危惧するはずだろうということが想像される。

筆者は、この巡検を通じて、商標法の地域団体商標に関する条文には書かれていないものの、ある地域の特産品の品質にバラツキがある場合には、地域団体商標制度の活用は難しいのではないかと気づきを得た。

つまり、地域団体商標制度を用いて特産品を振興し、地域の「ものづくり」や「まちづくり」を進めたいという場合には、単に当該特産品について地域団体商標登録が認められるということだけでは足りず、現実には当該特産品の品質が一定の範囲に平準化されていなければ、当該特産品のプロモーションを行うことが難しいのではないかと、ということである。まさに、当該地域団体商標を活用して地域活性化につなげたいのであれば、関係する地域のアクターによる「集合的(コレクティブ)」な取り組みが求められる。

なお、筆者が行った巡検の後、「大川家具」については、2017年6月に地域団体商標として登録がなされた。「大川家具」について、地域団体商標登録がなされるまでに、産地においてどの

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

ような議論がなされたのかということについては十分な社会調査を行えていないため、今後もこの問題に関心を持ちながら検討を続けていきたい。

知的財産権の帰属については、「投下対象たるコンテンツの利用によって回収されることを意欲されたお金」である「リスクマネー」の供給者である「プロデューサー」に知的財産権が帰属すべきである、という見解がある(内藤篤『エンタテインメント契約法〔第3版〕』(商事法務、2012年)26頁)。

この考えに従うのであれば、地域資源の創出と利活用においては、地域が「リスクマネー」に相当するリソースを供給できるかどうかということが、「地域内循環型経済」を実現できるかどうかにおいて重要な分かれ道になるのではないかと予想される。結果として、地域資源に関する知的財産権の問題について検討するためには、知的財産とファイナンスに関する理解を深めることが必要である、ということに帰着しそうである(小島立「知的財産とファイナンスについての基礎的考察」民商法雑誌 149 巻 4・5号(2014年)416頁)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小島立	4. 巻 12号
2. 論文標題 「社会デザイン」としての文化政策における「法」の役割	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 文化政策研究	6. 最初と最後の頁 8-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島立	4. 巻 45号
2. 論文標題 デジタルでの第一拡布と消尽論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 著作権研究	6. 最初と最後の頁 41-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島立	4. 巻 6号
2. 論文標題 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」についての議論を振り返る	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 22-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島立	4. 巻 760号
2. 論文標題 文化的表現の多様性における著作権法の役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 44-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島立	4. 巻 26号
2. 論文標題 いわゆる「放送条約」をめぐる議論状況について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 35-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島立	4. 巻 4号
2. 論文標題 [ステラ・マッカートニー事件] 判批	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 IPジャーナル	6. 最初と最後の頁 36-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件（うち招待講演 11件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」についての議論を振り返る
3. 学会等名 情報法制学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 インターネット環境における多数国での同時発生的な著作権侵害（いわゆる「ユビキタス侵害」）についての国際裁判管轄と準拠法に関する各原則の検討
3. 学会等名 著作権法学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ryu Kojima
2. 発表標題 Legal Issues Related to Graffiti and Street Art in Japan
3. 学会等名 北海道大学大学院法学研究科知的財産法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 デジタルでの第一拡布と消尽論
3. 学会等名 著作権法学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 地域資源の創出と利活用における知的財産法の役割について
3. 学会等名 知財学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Ryu Kojima
2. 発表標題 Cultural Diversity and the Role of Copyright: From the Perspective of Cultural Policy
3. 学会等名 WIPO（世界知的所有権機関）主催Inter-Regional Workshop on Emerging Issues in Copyright and Needs for Updating Knowledge and Institutional Capacity（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Ryu Kojima
2. 発表標題 Quasi-Fair Use?: The "Flexible" Statutory Interpretation of Existing Copyright Doctrines in Japan
3. 学会等名 WIPO (世界知的所有権機関) 主催 Inter-Regional Workshop on Emerging Issues in Copyright and Needs for Updating Knowledge and Institutional Capacity (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 いわゆる『発明のカテゴリー』について 東京地判平成27年10月14日(平成27年(ワ)第14339号)[地盤強化工法事件(相模原市)]の検討を中心に
3. 学会等名 九州経済連合会知的財産権研究会第325回定例会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 「ストリートアート」に法はどのように向き合うべきか?
3. 学会等名 日本文化政策学会第11回年次研究大会報告
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 「ストリートアート」に法はどのように向き合うべきか?
3. 学会等名 北海道大学大学院法学研究科知的財産法研究会(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 現代アートと石炭産業遺産
3. 学会等名 第7回全国石炭産業関連博物館等研修交流会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 「ストリートアート」に法はどのように向き合うべきか？
3. 学会等名 明治大学「知的財産権と憲法的価値」研究会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 石炭産業遺産の保存と利活用は、「まちづくり」に貢献することができるのか？
3. 学会等名 シンポジウム「日本近代化のいしずえ『筑豊石炭鉱業組合・直方会議所と救護練習所模擬坑道』」（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小島立
2. 発表標題 地域資源の創出と利活用における知的財産法の役割についての基礎的考察
3. 学会等名 第91回同志社大学知的財産法研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 南野森ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 304
3. 書名 法学の世界	

1. 著者名 中山信弘、金子敏哉、小島立、寺本振透ほか	4. 発行年 2017年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 738
3. 書名 しなやかな著作権制度に向けて コンテンツと著作権法の役割	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------